

あおもり GX 住宅ビルダーズ住宅連携活動実施要領

(趣旨)

第1条 あおもり GX 住宅ビルダーズ公表制度要綱(以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、要綱第2条に規定するあおもり GX 住宅ビルダーズ(以下「ビルダーズ」という。)が、あおもり GX 住宅の普及及び青森県での住まいづくりに関する取組について、県又は他のビルダーズと積極的に連携することに関し、必要な事項を定める。

(連携活動の基準)

第2条 ビルダーズが県又は他のビルダーズと連携する活動(以下「連携活動」という。)は、県の品位及びイメージを損なわないものに配慮するとともに、ビルダーズと県民が一丸となって、未来を見据えた住まいづくりの実現を目指すものとする。

(ビルダーの連携活動内容)

第3条 要綱第5条に規定するビルダーの連携活動に関する内容は、次のとおりとする。

- (1) 県ホームページによるイベントの公表
- (2) 県ホームページによるオープンフォトの公表
- (3) 県が実施するアンケートや調査への回答
- (4) イベント等の開催
- (5) 県民へのビルダーズに関する普及活動
- (6) ビルダーズへの意見、提案又は情報提供の実施

2 連携活動の実施については、県又は関係者と協議し、若しくは別途定める要綱等に従うものとする。

(サポーターの連携活動内容)

第4条 要綱第5条に規定するサポーターの連携活動に関する内容は、次のとおりとする。

- (1) 県ホームページによるイベントの公表
- (2) 県ホームページによるオープンフォトの公表
- (3) 県が実施するアンケートや調査への回答
- (4) イベント等の開催
- (5) 県民へのビルダーズに関する普及活動

(6)ビルダーズへの意見、提案又は情報提供の実施

- 2 連携活動に関する内容は、ビルダーの支援に関係するものとする。
- 3 連携活動の実施については、県又は関係者と協議し、若しくは別途定める要綱等に従うものとする。

(その他)

第5条 その他連携活動に関し、疑義が生じたときは、県とビルダーズがその都度協議し、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。